

## 下野市行政改革推進本部設置要綱

平成 18 年 4 月 7 日

訓令第 91 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な行財政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に審議し推進するため、下野市行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には助役を、本部員には収入役、教育長、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済建設部長、上下水道部長、議会事務局長及び教育次長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に幹事会を置き、課長職にある者をもって組織する。

2 幹事会に、代表幹事を置き、幹事の互選により選任する。

3 幹事会は、代表幹事が召集し、会議の議長となる。

4 代表幹事に事故があるときは、あらかじめ代表幹事の指名する幹事が、その職務を代理する。

5 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事のうち協議事項に関係する者をもって、会議を開催することができる。

6 幹事会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 行政改革大綱の原案策定に関すること。
- (2) 行政改革実施計画の原案策定に関すること。
- (3) 行政改革推進方策の調査及び検討に関すること。

(4) 行政改革推進に係る連携調整に関すること。

7 代表幹事は、会議が終了したときは、その結果を本部長に報告しなければならない。

8 前条第2項の規定は、幹事会について準用する。

(部会)

第7条 幹事会に下部組織として、行財政改革に係る事項について、調査、検討等を行うため部会を置く。

2 部会は、各課(局)の係長相当職以上にある職員うちから、当該課(局)の長の指名する者をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、部会員の互選により選任する。

4 部会は、部会長が召集し、会議の議長となる。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。